

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成27年10月1日（平成27年（行情）諮問第596号）

答申日：平成28年4月18日（平成28年度（行情）答申第8号）

事件名：特定個人が金塊を掘り当てたこと等が記載された手紙の不開示決定（存否
応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月20日付け財文第274号により財務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（異議申立人は、意見書に資料を添付しているが、その内容は省略する。）。

（1）異議申立書

原処分は開示請求を行った行政文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、特定の個人を識別することができるため拒否とあるが、この文書の存在について開示することにより、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある、法8条の規定に反するとはいえない。

（2）意見書1

特定個人Aは戦艦大和の建造だけでなく日本政府の命令によって幾度も尽力し、自己の莫大な資産を日本政府のために費やしてきた。そのため手紙の存否を明らかにすることは当然のことであり、借りた資産について、記録がないということはある。また、開示決定をするに当たり、特定個人Aの資産について当初より存在しなかったというような対応や隠蔽のため悪意ある人間だったような発言を行うことは控えてもらいたい。

（3）意見書2

日本国において不利益とならないようこの場をもって解決したく、誠意ある対応を求める。

非常に長い期間、苦痛に耐え続けた親族にとって、納得のできる対応を日本政府にしてもらえるよう関係者には協力賜りたい。

(その他は、上記(2)と同旨であるため省略する。)

(4) 意見書3

特定個人Aの身元を明らかにすること及び親子関係の証明に当たっては財務省・総務省において、生年月日の不一致、氏名の不一致などそれぞれ異なる理由をもっていまだ明らかにされていないところである。特定個人Aの勲績を明らかにするためにも特定個人Aの勲功記番號が記載された資料を添付する。当時、勲功記番號を暗号とし軍人を管理していた日本政府においてはこの番號をもって特定個人Aの身元や勲績を特定できることと思う。

当時、幼い異議申立人は日本に行けば十分な資産があると特定個人Aに教えられ、その言葉を頼って日本に来た。その資産が奪われた状態だけでなく、存在すらも隠され続けていることに納得ができない。日本政府の損失ひいては外交問題に発展しないためにもこの資料を活用してもらい、解決することを望む。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

平成27年7月13日付け(同月14日受付)で法3条に基づき、異議申立人から「戦艦大和の建造にかかる費用について、費用の一部を特定個人Aが掘り当てた金塊によりまかなったと聞いている。その証拠として、特定個人Bが特定個人Aより金塊を掘り当てたこと、相当金額が記載された手紙を受け取っており、そちらに提出している。ついては、その手紙の開示。」(本件対象文書)について開示請求(以下「本件開示請求」という。)が行われた(同月27日及び同年8月12日補正)。

これに対して、財務大臣(処分庁)は法9条2項に基づき、平成27年8月20日付け財文第274号により、その行政文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、不開示情報を開示することになることから、開示請求を拒否する不開示決定(原処分)を行った。

この原処分に対し、平成27年9月7日付け(同月8日受付)で行政不服審査法6条に基づき、異議申立人から、原処分を取り消し、本件開示請求に係る行政文書の開示を求めるとの異議申立てがあったものである。

2 異議申立人の主張

上記第2の2(1)と同旨

3 諮問庁としての考え方

(1) 本件開示請求に係る行政文書について

異議申立人は、特定個人Bが特定個人Aより受け取った、金塊を掘り当てたことや相当金額が記載された手紙(本件対象文書)の開示を請求しており、

かつ、当該手紙を財務省に提出していると主張している。

また、当該手紙について、戦艦大和の建造に掛かる費用について、費用の一部を特定個人Aが掘り当てた金塊により賄ったと異議申立人が聞いていることを証するものであると異議申立人は主張している。

(2) 本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することとした理由について

本件開示請求が、特定の個人の手紙であることを明記してなされているため、開示請求の対象となる行政文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになることから、法8条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせずに開示請求を拒否することが妥当であると判断したためである。

4 結論

以上のことから、処分庁の行った本件対象文書を法8条に該当するとして、存在を明らかにしないで当該開示請求を拒否することとした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものと考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年10月1日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同月15日 異議申立人から意見書1を收受
- ④同月30日 異議申立人から意見書2を收受
- ⑤同年11月19日 異議申立人から意見書3を收受
- ⑥平成28年3月25日 審議
- ⑦同年4月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することになるとして、開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

本件対象文書は、「戦艦大和の建造にかかる費用について、費用の一部を特定個人Aが掘り当てた金塊によりまかなったと聞いている。その証拠として、特定個人Bが特定個人Aより金塊を掘り当てたこと、相当金額が記載された手紙を受け取っており、そちらに提出している。その手紙」である。

この点、上記文言にはやや不明確な部分があるものの、文意が明らかな限度でも、本件対象文書の存否を答えることによって、特定個人Bが、特定個人Aから金塊を掘り当てたことなどが記載された手紙を受け取った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかとなると認められる。

本件存否情報は、特定個人Bについて、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認めるべき事情も存しない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

戦艦大和の建造にかかる費用について、費用の一部を特定個人Aが掘り当てた金塊によりまかかったと聞いている。その証拠として、特定個人Bが特定個人Aより金塊を掘り当てたこと、相当金額が記載された手紙を受け取っており、そちらに提出している。その手紙